

継続審査中の請原・陳情について（企画総務委員会）

総務部 男女共同参画推進センター

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1陳情第52号 効果的なパートナーシップ制度の導入を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区へ働きかけてください。 1 パートナーシップ制度の導入に向けて具体的に着手すること 2 性自認、性的指向などによる差別の禁止を定めるよう、江東区男女共同参画条例を改正すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月9日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月 4日 令和元年12月 2日 令和2年 3月 5日 令和2年 6月 12日 令和2年10月 8日 令和2年12月 1日 令和3年 3月 9日</p> <p>2 審査概要 令和元年度には、横浜市や特別区の港区、文京区においても制度の導入が決まり、令和2年4月1日現在、全国では47自治体が、そのうち23区では7区が制度を導入している。 前期の本委員会において、パートナーシップ制度について協議を開始して行くことが趣旨採択された。 令和元年度に、性的マイノリティー当事者等を対象としたアンケート調査を実施し、男女共同参画審議会に諮った後に報告した調査結果からは、周囲の理解や知識の不足が読み取れ、求められる施策には、相談窓口の設置や職員等への研修が多かった。 令和2年8月に、パートナーシップ制度を実施している7区に対して調査を行い、実施区の状況を報告した。 新たに、足立区が、令和3年度からパートナーシップ制度を導入すると発表した。</p>	